

## 台風の来襲による事故発生の防止のための措置について

令和3年7月20日  
沖芸大第155号 理事長通知

台風の来襲による事故発生の防止のための特別休暇は、業務又は事業の全部又は一部の停止措置を前提として付与されるものであり、付与の時期等、その運用について下記のとおり定めたので通知します。

### 記

#### (業務等の停止措置)

- 1 理事長は、暴風雨波浪警報が発令され、台風の来襲による事故発生が予想される場合、事故発生防止のため、業務又は事業の全部又は一部を停止するものとする。

この場合、業務等の停止時期の判断は、次の基準によるものとする。

- (1) 台風の勢力、進路、速度等を勘案し、本学所在区域が3時間以内に暴風雨域に入ることが予想されるとき。
- (2) 本学所在区域において2時間以内にバスの運行が停止することが明らかなきとき。

#### (業務等の再開措置)

- 2 理事長は、台風の来襲による事故発生のおそれなくなったと判断した場合は、次の基準に基づき、停止した業務等を速やかに再開するものとする。

なお、次の基準(2)の場合においては、基本的にバスの運行再開2時間後を業務等の再開時刻とする。

ただし、業務等の再開時刻が勤務時間終了前3時間以内になる場合にあっては、業務等を再開しなくてよいものとする。

- (1) 本学所在区域が暴風雨域外となったとき。
- (2) 本学所在区域においてバスの運行が再開されたとき。

#### (特別休暇の付与)

- 3 理事長は、業務等の停止措置をした場合、特に勤務を命じた職員以外の職員に対し、沖縄県立芸術大学勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第22条第5号の規定により特別休暇を付与するものとする。

#### (職員の責務)

- 4 職員は、暴風雨波浪警報が発令された場合であっても直ちに特別休暇が付与されるというものではないことに留意すること。

#### (特例)

- 5 理事長は、業務及び勤務の形態上、本通知によることが適当でないと判断する場合は、別に定めるものとする。

### 附 則

この通知は、令和3年7月20日から施行する。